

神奈川県市町村電子入札共同運営協議会規約

第1章 総 則

(名称)

第1条 この会は、神奈川県市町村電子入札共同運営協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を神奈川県横浜市中区日本大通1（電子入札共同運営所管部署）に置く。

第2章 目的及び事業等

(目的)

第3条 協議会は、神奈川県（以下「県」という。）並びに県内の市町村、一部事務組合及び広域連合（以下「市町村等」という。）が情報システム等の整備及び運営を共同で行うことにより、電子入札の実現を図り、もって県民の利便性並びに県及び市町村等の行政事務効率の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) かながわ電子入札共同システム（以下「システム」という。）の整備及び運営に関する事業
- (2) 前号に係る調査研究及び企画立案並びに具体化に向けた調整に関する事業
- (3) その他協議会の目的を達成するために必要な事業

(共同調達)

第5条 協議会は第3条の目的を達成するため、共同調達を行う。共同調達に必要な事項は、会長が別に定める。

第3章 会員

(会員)

第6条 協議会の会員（以下「会員」という。）は、県及び市町村等のうち、別表に掲げる団体とする。

(利用計画書の提出)

第7条 会員は、毎年度会長が指定する日までに、翌年度のシステムの利用計画を記載したかながわ電子入札共同システム利用計画書（第1号様式）を会長に提出しなければならない。

(システム利用に要する経費)

第8条 会員によるシステムの利用に関する委託料、負担金等及び支払方法その他必要な経費は、総会において定める。

(入退会)

第9条 会員以外の市町村等が協議会に入会しようとするときは、入会しようとする前年度の会長が指定する日までに加入・脱退申込書（第2号様式）に加入時期を記入の上、会長に提出し、総会の議決を受けなければならない。

2 会員が退会するときは、退会しようとする前年度の9月末までに加入・脱退申込書（第2号様式）に脱退時期を記入の上、会長に提出しなければならない。

(合併の特例)

第10条 会員の市町村等が会員の市町村等と合併した場合は、前条にかかわらず、合併前の市町村等は退会し、合併後の市町村等は入会したものとみなす。

第4章 役員

(役員)

第11条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 1名

(役員を選任)

第12条 役員は、会員の職員のうち次に掲げる職にあるものをもって充てる。

- (1) 会長 県の電子入札共同運営所管部長
- (2) 副会長 県市長会及び県町村会の会長選出団体の部長（部長の職がない場合は電子入札共同運営所管課長（以下「課長」という））

2 役員は、相互にこれを兼ねることはできない。

(役員の職務)

第13条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、会長が指名した順序で、その職務を代行する。
- 3 役員は、協議会の業務執行状況に関し、監査を行う。

(役員の任期)

第14条 役員の任期は、会長においては2年以内、副会長においては県市長会及び県町村会における当該役職の任期までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠により選任された役員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 役員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでの間、その職務を行う。

第5章 総会

(総会)

第15条 協議会に、総会を置く。

2 総会の構成員は、会員の職員のうち部長（部長の職がない場合は課長）とする。

3 総会は、別表に掲げる協議会会員の職員の中から、神奈川県市町村電子入札共同運営協議会総会員報告書（第3号様式）により報告する総会員で構成する。

4 総会員を変更する場合には、協議会会員の共同運営所管部長は、神奈川県市町村電子入札共同運営協議会総会員報告書（変更用）（第4号様式）を協議会事務局に提出するものとする。

(議決事項)

第16条 総会は、この規約に別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

(1) 事業計画及びシステム運営費を定めること

(2) 事業報告を認定すること

(3) その他協議会の運営に関する重要な事項

(開催等)

第17条 総会は、会長がこれを招集する。会員の5分の1以上から総会に付議すべき事項を示して請求があるときは、会長は、これを招集しなければならない。

2 総会は、毎年度1回以上開催しなければならない。

3 会長は、総会の運営上必要があると認めるときは、総会に関係者の出席を求めることができる。

(議長)

第18条 総会の議長は、会長が務める。

2 会長がやむを得ない理由により出席できないときは、あらかじめ会長が指名した順序により副会長が議長を務める。

(定足数及び議決)

第19条 総会は、開催期間内に構成員の過半数の回答がなければ、審議事項及び確認事項の議決をすることができない。

2 総会の議事は、回答者（ただし、対面開催又はオンライン開催の場合は、出席者）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第6章 情報保護委員会

(情報保護委員会)

第20条 協議会が取り扱う情報システム等の適切な管理及び保護を図るため、協議会に情報保護委員会を置く。

2 情報保護委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会において定める。

第7章 事業部会

(事業部会)

第21条 協議会が取り扱う情報システム等の整備及び運営に関する事業の調整を行うた

め、電子入札事業部会を置く。

2 事業部会の組織及び運営に関し必要な事項は、総会において定める。

第8章 ワーキンググループ

(ワーキンググループ)

第22条 協議会の事業の調査研究、企画立案及び具体化のための調整に資するために、事業部会にワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの組織及び運営に関し必要な事項は、事業部会において定める。

第9章 事業計画及び会計等

(事業計画及びシステム運営費)

第23条 会長は、会計年度毎に、事業計画案及びシステム運営費案を作成し、総会の議決を受けなければならない。事業計画及びシステム運営費を変更しようとする場合も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、事業計画の軽微な変更及びこれに伴う予算の修正については、事業部会の議決を得て、会長が専決することができる。この場合、次回の総会において報告しなければならない。

(事業報告)

第24条 会長は、会計年度終了後速やかに事業報告を作成し、総会の議決を受けなければならない。

(開発成果等の取扱い)

第25条 具体的な各種の情報システム等の開発成果及び開発過程において派生的に生じた成果（以下「開発成果等」という。）については、個別の情報システム等ごとに経費を負担した会員（以下「経費負担会員」という。）が、経費負担の額の割合に応じて共有するものとする。

2 開発成果等の協議会の事業以外での利用については、当該情報システム等の経費負担会員が協議し、総会の議決を受けなければならない。

第10章 事務局

(事務局)

第26条 協議会の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長その他の職員を置き、会長が任免する。

3 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第11章 規約の変更

(規約の変更)

第27条 この規約は、総会において会員の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

第12章 補則

(委任)

第28条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、令和8年10月1日から施行する。

